

教育関連事業の掲載の可否について（運用2 広告の範囲について）

事業種類	掲載の可否	理由
就学前児童を対象とした塾・プレスクール等	△	単に就学前児童の学習を目的とするものは可 小学校受験を目的としてもものについては不可（個別の判断が必要）
私立幼稚園	○	幼児教育については、公私協調により本市教育行政を推進しているため
私立小・中学校	×	義務教育については、市立小・中学校教育を推進しているため
学習塾・通信教育・家庭教師（主に小・中学生を対象としたもの）	×	塾等に頼らない信頼される公教育の推進を目標とし、施策を推進している立場上、矛盾が生じるため また、通信教育・家庭教師については、学習塾と類似事業と考えられるため不可
英会話	△	単に生涯学習の推進を目的とするものは可 小中学生を対象とし、中学校受験等を目的としたものについては不可（個別の判断が必要）
学習参考書等	○	自己学習の補助として使用されるものであり、公教育と競合するものではないと考えられるため可
ピアノ、水泳、ダンス教室等	○	生涯学習の推進であるため
私立高校 大学	○	公私協調により本市教育行政を推進しているため
予備校	○	主として義務教育課程を修了としたものを対象とするものであり、子ども自らの判断により選択できるものであるため

※上表の規定は、生涯学習部、鶴舞中央図書館、博物館、美術館及び科学館が所管する財産への広告掲載については適用しない（市立学校（園）を通じて幼児・児童・生徒に配布する印刷物を除く）。

※合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示するものとする。